

「スパイ」にされた姉 戦時下、カトリック信者弾圧

毎日新聞 2017年1月22日 東京朝刊



カトリック高田教会の集合墓で、姉・中島邦さんの墓碑を見つめる笹川芳さん＝新潟県上越市で、小川昌宏撮影

戦後も続いた孤立

昨年11月、新潟県西部の上越市に住む笹川芳(よし)さん(78)は高速バスに2時間揺られ、新潟地検(新潟市)を訪ねた。同行した夫は中に入れず、事務官が待つ細長い会議室に通されたのは笹川さんだけだった。机の上に3枚ほどの紙があった。判決文だ。72年前、今は亡き姉の中島邦(くに)さんを拘束し、戦後も本人と家族を苦しめた罪とは何だったのか。この日、笹川さんは初めて知ることになる。

日本が戦争一色の時代、カトリックの信者だった姉は熱心に教会へ通っていた。1944年4月、姉たち信者7人は突然、特別高等警察に拘束され、翌月にはドイツ人神父も捕まった。戦後、「人間と思えないほどやせ細った体」で姉は帰ってきたという。

当局から何の罪に問うているのかという説明はなく、「自分は刑法の不敬罪で捕まった」という信者もいれば、「治安維持法違反ではないか」という人もいた。世情不安の中、デマが広まっていく。信者や家族の中には戦後も「スパイ」とあざけられ、苦しんだ人がいた。

笹川さんの話を聞いた私が昨夏、新潟地検に照会すると、邦さんの判決文が保管されていることが判明した。地検は笹川さんに対してのみ閲覧を許可した。

「懲役1年6月、刑の執行を3年猶予する」「治安維持法8条後段に該当する」。地検が当初、書き写しを拒んだ判決文には、教会に集った人々が「天照大神はアダム、エバの子孫だとして、皇室を冒二(ぼうとく)した」などとも記されていた。判決は戦後の45年9月1日付。同法の廃止は翌10月15日のことだ。

笹川さんは怒るより、あきれた。姉はスパイどころか、こんなことで1年5カ月も閉じ込められたのか。「これって、犯罪になることなの?」。思わず事務官に聞いた。「世の中が一つの目標に向かう時代の中で、反対する人々はつぶされていった」と、逮捕された信者のうち、存命が確認できた金沢美保子さん(93)は言う。信者と家族の足跡を追った。

平野部まで雪が積もった昨年12月15日、上越市の「カトリック高田教会」には大きなクリスマスツリーが輝いていた。この日、事件で逮捕された島村淑子(しゅくこ)さんの長女、牧野京子さん(66)が教会を訪れ、思い出を語ってくれた。古い写真の中の島村さんは、清らかで意志の強そうな目をしている。戦後、仙台市にある修道院にいた頃の姿という。「母は地元に住づらかったのかもしれませんが」と、牧野さんは言った。

事件の話を家族にほとんどしなかった母は、2004年に82歳で亡くなる前、ぼつりとつぶやいた。背中を丸めて「(あの頃は)子供だった」と。「信仰に純粹だったことで拘束され、結果的に周囲に辛い思いをさせたことが、負い目になっていたのでしょうか」。牧野さんは、そうおもんばかった。

44年4月9日。もうすぐ桜が開花する日曜の朝だった。ミサのため、雨の中を高田教会に向かった信者が次々と特別高等警察に捕まった。

転勤先の東京に刑事が来た人、「ミサの人数が少なく、おかしい」と思っていたら帰りに捕まった人もいた。20~40代の女性6人と男性1人が拘束され、翌月にはドイツ人のサウエルボルン神父(当時40歳)も拘束された。神父は同盟国の出身だが、敵国の英国に留学経験があることや、信者と共に聖書の翻訳を手掛けていたこともあって、以前から行動を監視されていたという。

当時23歳で、病院の寄宿舍の舎監をしながら教会に通っていた中島邦さんの手記に、こうある。

下宿先を出たところで、2人の私服刑事に行く手を遮られ、「ちょっと本署まで」と言われた。手錠をかけられなかったので、すぐに戻れるだろうと思い、何も持たずに従った。ところが、留置場を転々とする日が始まった。

じめじめとした不潔な部屋。臭いのする布団。下着にシラミを見つけた時、初めて声を上げて泣いた。「1週間もいたらおかしくなる」と恐れた留置場や拘置所での生活は結局、終戦をまたいで約1年5カ月間に及んだ。体の抵抗力が落ち、病人の入った風呂につかって、リンパ節を腫らしたこともあった。

他の人の手記などには、取り調べで「天皇は神のように尊敬するには値しない」と書かれた供述調書に、サインするよう強要されたという話が出てくる。サウエルボルン神父が「たばこの火で髪を焼かれた」と話すのを聞いた信者もいた。

内務省警保局の内部資料「巖秘 特高月報」44年4月分には、新潟県特高課が「不敬その他の容疑」で信者7人を検挙し、サウエルボルン神父にも「嫌疑がある」とした記録がある。当事者の手記などによると、このうち、邦さんたち20代の女性信者3人と神父の計4人が起訴され、有罪判決を受けたとみられる。新潟地検に残る邦さんの判決文を合わせると、起訴の段階で罪名が治安維持法違反に変更されたと考えられる。

大正末期の25年に公布された当初の治安維持法は、国家体制の変革などを目的とした「結社」の摘発に絞っていた。しかし日米開戦が近づいた41年3月、政府を批判したり、皇室を冒とくしたりする「集団」に参加しただけで、罪に問えるよう拡大された。

邦さんの判決文には、教会内の研究会で「天主(キリスト)以外の神と称せられるものはすべて偽神にして偶像であるとし、皇室などは『尊敬するにあたわず』と説明した」と記されていた。

理不尽な仕打ちに遭いながらも信仰を守り、釈放された邦さんは教会に温かく迎えられたのかといえ、そうではなかったようだ。検挙者を出したことで、教会に対する地域の目も厳しかったのだろう。40年以上の後に、邦さんは手記に当時の心境の一端を明かしている。

「教会では『一部の信者が不賢明で嵐を冒し、他の信者に迷惑をかけた』という見方もありました。私は外観は明るく、平静だったと思いますが、心の内は寂しく、孤独でした。現実の教会に対する不信感が生まれてきて心の戦いが始まったのです。気づかれない涙もたくさん流しました」

逮捕は家族の生活も激変させた。邦さんの家は三十数軒ある農村の地主。そこで「思想犯を出した」といううわさが広まったのだ。

終戦後、村の分校に通っていた末妹の笹川芳さんは、弁当を食べていた同級生が「きょうの梅干しはスパイなあ」とわざとらしく言ったことを覚えている。「スパイ」にひっかけたのだろう。大人たちが陰で「スパイの家族」とうわさしているのは明らかだった。ゴム跳びをして遊べば、自分の番だけゴムを高くされた。「勉強どころではなかった。今の時代なら自殺を考えていたかもしれない」と言う。

農地解放の後、家族は残った土地で稲作や畑作を始めたが、助けてくれる人はほとんどなく、稲穂がこうべを垂れない年もあった。ようやくできた野菜や果実は誰かに傷つけられ、わずかにつきあいのあった人が、裏口からこっそり食べ物を届けてくれたという。

司法の非公開、偏見助長



ブラジルの子供たちと写真におさまる邦さん＝笹川さん提供

邦さん自身は戦後、故郷を後にして秋田や名古屋で教職に就き、52歳の73年、ブラジルの日系入植地・グアタパラに伝道者として赴任してしまった。「故郷によい思い出がない」と漏らしていた邦さんだが、親しい信者もない地球の反対側へなぜ行ったのか。それも生活圏にワニや巨大なヘビが出るような、サンパウロから約300キロ離れたへき地だ。

母親のトラさんに宛てた手紙に「夜空を眺めていると理由もなく涙が出てきます」と記しているが、ブラジルに渡って5年後、女手一つで9人の子を育てた母が危篤状態に陥った時でさえ、「もうお別れをしたから」と帰らなかった。

グアタパラ入植地は61年に開かれ、90年代には約120世帯が7000ヘクタールを超える赤土の土地に暮らしていた。現地で養鶏業を営む新田築(きずき)さん(65)は、今も邦さんを「先生」と呼ぶ。メールでの問い合わせに「先生の功績は計り知れない。聖堂の募金もほとんど一人でやられたことです」という答えが返ってきた。グアタパラにカトリックの信者は多いが、神父がいなかった。邦さんは聖堂を建てるための募金活動に励み、日本語教室を開いて現地生まれの2、3世の教育に力を尽くしたという。

95年に74歳で亡くなると、上越市にある笹川さん宅に遺品が届き、中に「覚え書き」と記した大学ノートがあった。横書きの業務日誌のわきに、身辺雑記などが縦書きでびっしりつづられていた。

88年ごろの日付のない欄に「頸城(くびき)村民憲章」が書かれていた。合併前の故郷の村の名だ。戦中の事件は語らなかったというが、89年1月15日の欄にこう記されていた。「サーボン神父様がナイブスハイムの老人ホームで一月九日に帰天されたという電報が入った」。邦さんに洗礼を授け、事件で逮捕されたサウエルボルン神父の訃報だった。



身柄を拘束されたときのことを記憶をたどりながら話す金沢美保子さん＝新潟県上越市で、青島顕撮影
私が事件を知ったのは昨年2月。別の取材で知り合ったイタリア出身のマリオ・カンドゥチ神父(82)から
「不敬罪か治安維持法違反で捕まった経験のある人が健在だ」と聞かされ、新潟に向かう神父に同行さ
せてもらうことにした。

13年に成立した特定秘密保護法の取材を通じて、戦前の軍機保護法を調べたことはあるが、不敬罪や
治安維持法に関する知識はほとんどなく、「過去のもの」というイメージが強かった。

高田教会で会った金沢美保子さんは、しっかりとした受け答えをした。教会のオルガンにひかれて通い、
洗礼を受けた二十歳の女性が突然、何の容疑か分からぬまま逮捕されたこと。体調を崩すまで1年間拘束
され、「転向(して信仰を捨てることを)しないと死ぬ」「キリストなんて男は忘れてしまえ」と言われたこ
と。そして、「保釈中に戦争が終わり、その後に開かれた裁判は形式的なものだった。判決文は見たことな
い」と驚くようなことを言った。

事件については、80年代に高田教会に赴任したカンドゥチ神父が聞き取りをしたことで、8人が拘束さ
れたことなどおぼろげな像が浮かんだ。邦さんの手記も、その時に求められてつづったものだ。当時は健
在だった当事者たちだが、何の罪に問われたのかなど、当局から基本的な事実関係を知らされていなか
った。

解明を阻み、偏見を助長した一因は、裁判記録が明らかにされないことにもある。01年に情報公開法、1
年に公文書管理法が施行され、国の保有する文書の作成と管理、公開について統一的なルールが作ら
れ、運用されている。

だが、刑事裁判記録はその枠外だ。「刑事確定訴訟記録法」によって、刑事裁判が確定すると、記録は
裁判所から移されて検察が管理する。3年を経過すると、原則として閲覧できなくなる。

壁は厚いが、この法律には「閲覧につき正当な理由があると認められる者から閲覧の請求があった場
合については、この限りでない」ともある。昨夏、邦さんと金沢さんの記録が保管されているか、閲覧がで
きるかどうかを新潟地検に照会した。取材をひとまずおいても、関係者のために事実を明らかにすべ
きだ
という思いだった。

地検の係官が倉庫を探した結果、邦さんの裁判書(判決文)は見つかった。しかし、50年の「保存期間」
が過ぎていることを理由に「誰にもお見せできない」と言われた。妹の笹川さんが「姉の名誉回復のため
に閲覧が必要」とする申し立てをしたところ、笹川さんに対してのみ閲覧が認められた。

ただし判決文をコピーすることはできず、サウエルボルン神父らの名前が記載されているとみられる
箇所は、「プライバシーに関わる部分」として黒塗りにされていた。判決理由は「アダムとエバ」を天照大
神と結びつけて天皇の尊厳を傷つけたなどとあった。キリスト教の信仰からは考えられない内容だった。

「当局は、戦時下に不安を覚えた人たちがよりどころにした宗教団体の影響力を恐れ、41年の改正で立
件がしやすくなった治安維持法で厳しく取り締まった。長期間身柄を拘束したのは転向させることが目的
だったのではないか」と、同法を研究する内田博文・神戸学院大教授(刑事法)は指摘し、さらに「この事件
だけでなく、被害者の名誉回復や救済がなされていない。(同法が)廃止されて70年以上たったが、風化
させてはいけない問題だ。生存者のいるうちに聞き取りなどの検証をすべきだ」と話した。

みぞれが降った今日12日、笹川さんは上越市の金谷山を訪れた。邦さんは遠くグアタパラに眠るが、故郷に近い金谷山中腹の教会墓に遺髪が納められている。

裁判記録に初めて接し、姉が教会に通っていた時代を改めて思い返した。「あの頃、思想は一つになることが求められていました。戦争になれば、こんなことが起きてしまう」。心の自由が脅かされていく恐ろしさ。笹川さんは、そっと姉の遺影に手を添えた。

◆今回のストーリーの取材は

青島顕(あおしま・けん) (東京社会部)

1991年入社。西部本社整理部、佐賀支局、福岡総局、水戸支局次長などを経て、2011年から現職。「秘密保護法 会計検査院が『憲法上問題』と指摘」のスクープで16年度の日本ジャーナリスト会議(JCJ)大賞を受賞。

ニュースサイトで読む:

<http://mainichi.jp/articles/20170122/ddm/010/040/054000c#csidx0fe0e6f4f75db6c809666b482bf3f70>

Copyright 毎日新聞